

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第25号

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則の一部を改正する規則
の一部を改正する規則

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和7年大和市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則（昭和62年大和市規則第10号）第9条の改正規定の前に次のように加える。

第5条第2項第2号中「に育児休業基準日が属し、当該年度に教育・保育給付認定を行う」を「以前の年度に育児休業基準日が属する」に改め、同条第4項第6号並びに第6条第2項第2号及び第4項第4号中「満3歳に達する日の属する年度」の次に「以前の年度」を加える。

第2条のうち、大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則第9条の改正規定中「法第30条の15第1項の規定による申請」を「施行規則第28条の22第1項の申請書」に改め、「により行うもの」を削り、「乳児等支援給付認定証」を「乳児等支援支給認定証」に改め、同条の改正規定に次のように加える。

3 市長は、法第30条の15第1項の規定による申請について、当該申請に係る保護者が乳児等支援給付を受ける資格がないと認めるときは、理由を付して、その旨を当該者に通知するものとする。この場合において、当該通知を書面で行う場合は、乳児等支援給付認定申請却下通知書により行うものとする。

第2条のうち、大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則第12条に1項を加える改正規定を次のように改める。

第12条に次の2項を加える。

5 施行規則第28条の26第1項の届書は、乳児等支援給付認定変更届出書とする。

6 市長は、施行規則第28条の26第1項の規定により届書の提出を受け、届出事項の変更を行ったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に乳児等支援支給認定証を交付するものとする。

第2条のうち、大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則第13条に1項を加える改正規定中「第9条第2項の認定証」を「施行規則第28条の27の規定による乳児等支

援支給認定証」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第28条を第29条とし、第27条を第28条とする。

第2条のうち、大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則第26条の改正規定を次のように改める。

第26条中「第9条第1項、」を「第9条第1項及び第2項、第12条第5項及び第6項」に、「並びに第17条第1項」を「、第17条第1項並びに第19条第1項」に改め、同条を第27条とし、第19条から第25条までを1条ずつ繰り下げ、第18条の次に次の1条を加える。

(乳児等支援給付認定の取消し)

第19条 乳児等支援給付保護者は、法第30条の18第1項第1号又は第2号に該当するときは、乳児等支援給付認定消滅届出書により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったとき、又は当該乳児等支援給付保護者が法第30条の18第1項各号に掲げるときに該当すると確認したときは、当該乳児等支援給付認定保護者の乳児等支援給付認定を取り消し、かつ、乳児等支援給付認定取消通知書によりその旨を通知するものとする。

第2条のうち、大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則別表の改正規定を次のように改める。

別表中「第27条」を「第28条」とし、同表第9号様式及び第10号様式の項を次のように改める。

第9号様式	乳児等支援給付認定申請書	第9条
第10号様式	乳児等支援支給認定証	第9条及び第12条

別表第10号様式の項の次に次のように加える。

第11号様式	乳児等支援給付認定申請却下通知書	第9条
--------	------------------	-----

別表第11号様式の項中「第11号様式」を「第12号様式」に改め、同表第12号様式の項中「第12号様式」を「第13号様式」に改め、同表第13号様式の項中「第13号様式」を「第14号様式」に改め、同表第15号様式の項中「第15号様式」を「第16号様式」に改め、同表第16号様式の項中「第16号様式」を「第17号様式」に改め、同表第17号様式の項中「第17号様式」を「第18号様式」に改め、同表第18号様式の項中「第18号様式」を「第19号様式」に改め、同表第19号様式の項中「第19号様式」を「第20号様式」に改め、同表第20号様式の項中「第20号様式」を「第21号様式」に改め、同表第21号様式の項中

「第 2 1 号様式」を「第 2 2 号様式」に改め、同表第 2 2 号様式の項中「第 2 2 号様式」を「第 2 3 号様式」に改め、同表第 2 3 号様式の項中「第 2 3 号様式」を「第 2 4 号様式」に改め、同項の次に次のように加える。

第 2 5 号様式	乳児等支援給付認定消滅届出書	第 1 9 条
第 2 6 号様式	乳児等支援給付認定取消通知書	第 1 9 条

別表第 2 4 号様式の項中「第 2 4 号様式」を「第 2 7 号様式」に改め、同表第 2 5 号様式の項中「第 2 5 号様式」を「第 2 8 号様式」に改める。

附則第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、第 2 条の規定中第 5 条第 2 項第 2 号及び第 4 項第 6 号並びに第 6 条第 2 項第 2 号及び第 4 項第 4 号の改正規定は、大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（令和 8 年大和市規則第 2 5 号）の施行の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。